をいう。次号において同じ。）を明らかにすることができる市町村長（特別区の区長を含む。第十九条第二項第二号及び第二十五条第二項第一号において同じ。）の証明書（その交付を受けることができる場合に限る。） 三　前二号に掲げるもののほか、所得の額及び就業期間を証するために必要な書類 （給付金の追給の請求等） **第十二条**　［略］ 2　前項に規定する若年定年退職者給付金追給請求書（次条及び第二十二条第二項において単に「若年定年退職者給付金追給請求書」という。）には、当該若年定年退職者の退職した日の属する年の翌々年からその者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年までの各年における所得に関する第七条第二項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類にあっては、所得の額を証するために必要な書類に限る。）を添付しなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（給付金の追給の請求等） **第十二条**　［同上］ 2　前項に規定する若年定年退職者給付金追給請求書（次条及び第二十二条第二項において単に「若年定年退職者給付金追給請求書」という。）には、当該若年定年退職者の退職した日の属する年の翌々年からその者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年までの各年における法第二十七条の四第四項に規定する事業所得の金額及び給与所得の金額を証する書類その他必要な書類を添付しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の若年定年退職者給付金に関する省令第七条第二項又は第十二条第二項の規定による書類は、この省令による改正後の若年定年退職者給付金に関する省令第七条第二項又は第十二条第二項の規定による書類とみなす。